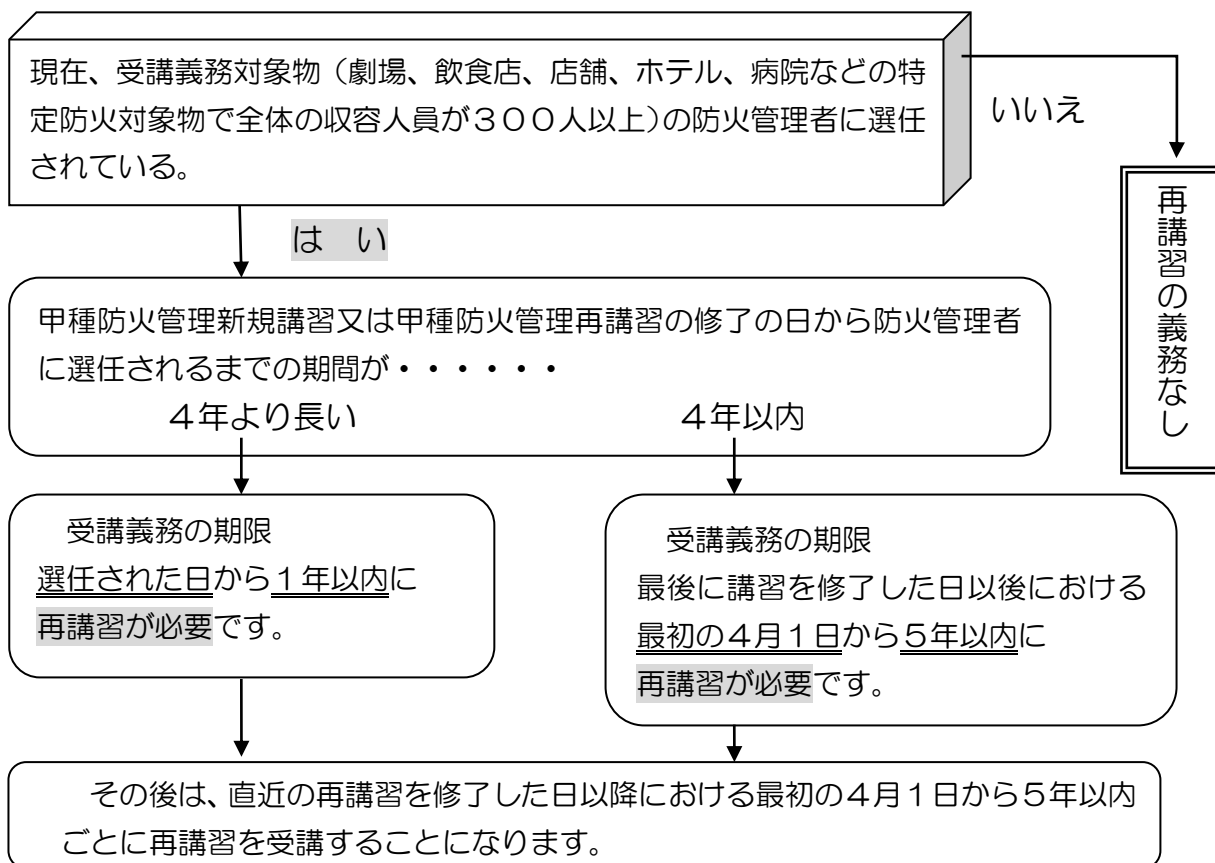


甲種防火管理再講習受講に関するフローチャート



※再講習受講期限を過ぎた場合

- ・防火管理者が選任されていないことになり消防法令違反になります。
- ・消防機関から防火管理者を選任するよう命令され、従わない場合などは罰則が科せられることがあります。
- ・防火対象物定期点検報告の不備事項の一つとなり、特例認定（消防法第8条の2の3）を受ける際に支障となります。また、既に特例認定を受けている防火対象物は、その認定が取り消されますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

（お勤め先を管轄する消防署をご確認ください）

消防局予防課	(0857) 23 - 2460
鳥取消防署予防係	(0857) 29 - 6894
湖山消防署予防係	(0857) 28 - 4321
岩美消防署予防係	(0857) 73 - 1221
八頭消防署予防係	(0858) 85 - 1211
気高消防署予防係	(0857) 82 - 2211